公害・環境
日弁連公害対策・環境保全委員会ニュース
2022.3 No. 75

CONTENTS

第64回人権擁護大会シンポジウム第１分科会開催へ…… 1
第12回環境法サマースクール報告… 2
シンポジウム「デジタル共通基盤の構築と自治体への影響」…… 3
丹波篠山現地調査報告…… 4
気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）へのオンライン参加を通じて…… 5
シンポジウム「福島第一原子力発電所の汚染水対策の現状と課題―ALPS処理水の海洋放出計画の問題点―」の開催…… 6
宮城県ラムサール条約登録湿地についての現地調査報告…… 7
アイヌ民族権利回復プロジェクトチームの設置…… 8

第64回人権擁護大会シンポジウム第１分科会開催へ

愛知県弁護士会　藤川 誠二

１　高レベル放射性廃棄物の最終処分問題を取り上げます

北海道旭川市で開催される第64回人権擁護大会において，当委員会が提案したテーマがシンポジウム第１分科会として採用されることになりました。テーマは「高レベル放射性廃棄物問題から考える脱原発～原発に頼らない，地域社会と日本のエネルギー自立～」です。脱原発は当委員会の長年のテーマであり，高レベル放射性廃棄物の処分問題も長年取り組んできました。今回のシンポジウムでは，一昨年から北海道の２つの町村で開始された高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定手続（文献調査）問題も取り上げる予定です。原発の問題や放射性廃棄物の処分場の問題は，日本のエネルギー問題であるとともに，施設を受け入れる側の地域の問題でもあります。そこには地域の将来をどう考えるか，地域の自立・再生とはいかにあるべきかという視点が欠かせません。10万年もの隔離期間が必要とされる難題に正面から取り組んでいきます。

２　地域が主役! 2050年カーボンニュートラル，脱原発

脱原発の議論と原発に代わるエネルギーの問題は表裏の関係にあります。代替エネルギーの主役は再生可能エネルギーであり，これは脱炭素社会の実現という面からも重要となります。2050年カーボンニュートラルに向けて，特に再生可能エネルギーを活用した地域の取組，自立が重要になります。今回のシンポジウムでは，地域単位における熱利用，建築物や農業などにおける森林資源等の地域資源を最大限活用した取組，地域主導のエネルギー供給主体の構築などについて取り上げます。また，小規模な地域単位の取組とともにより広域での取組にも視野を広げ，様々なレベルにおいてのエネルギー自立を実現するにはどうしたらよいか，本シンポジウムでは，各地の先進的な事例を取り上げ，地域の特性を活かした持続可能な地域社会について考えます。また，北海道は風力発電や地熱発電のポテンシャル（将来導入が可能なエネルギー資源量）が豊富であり，日本のエネルギー自立に欠かせないものです。再生可能エネルギー100％に向けた電力システム改革などについても考えていきます。

３　国民的議論，全国的な関心を高めよう！

脱原発・脱炭素社会に向けたエネルギー自立の問題は，特定の地域だけの問題ではなく，都市を含む広域単位，日本全体の問題です。また，高レベル放射性廃棄物の問題は，国民の多くが原発による電力の供給を受けていたことを踏まえれば，全国民が関心を持つべきことです。今，問われている，これからの地域社会・日本のエネルギーの選択，そして自立のあり方について，多くの方々と考え，共有する機会としたいと思います。是非とも，ご参加いただきますようお願いします。

第12回環境法サマースクール報告

埼玉弁護士会　佐柄木 優
東京弁護士会　横手　聡

1　はじめに

2021年８月21日，「第12回環境法サマースクール」がオンライン（Zoomウェビナー）で実施されました。サマースクールは，2010年から毎年夏に実施していますが，本年は，東京都に緊急事態宣言が発令されていたため，初めてオンラインのみでの実施となりました。

サマースクールでは，毎年，学者による制度や理論の解説を中心とした講義と弁護士による実際の事件を素材とした講義を行っています。本年は，環境アセスメントに関し，学者による制度の解説と実際の訴訟を担当した弁護士による事例解説の講義が行われました。また，過去のサマースクールで扱ったことのなかった生物多様性や動物愛護に関する講義が行われました。

2　各講義の紹介

⑴ 環境影響評価法と太陽光発電事業（北村喜宣氏（上智大学大学院法学研究科長））

北村教授による講義では，環境法の学び方から始まり，環境影響評価法の目的規定から同法の性格や考え方，手続の概要についての解説がなされ，2019年の政令改正で太陽電池発電所が追加されたことが紹介された後，横断条項についての具体的な解説がなされました。

この講義では，過去の司法試験のポイントも踏まえた解説がなされ，特に司法試験の受験を予定されている方には有益な講義となったと思われます。

⑵ 石炭火力発電所計画を裁判で争う～環境アセスと行政訴訟・CO_2排出と民事責任（和田重太弁護士，杉田峻介弁護士）

現在神戸市において建設中の石炭火力発電所計画を争う訴訟（行政訴訟，民事訴訟）について，訴訟を担当している和田弁護士と杉田弁護士から講義がされました。両弁護士からは，当該計画の問題点と法的論点，当該論点に関する原告の主張内容，行政訴訟の大阪地裁判決について具体的な紹介がなされました。

温暖化，CO_2排出の問題についてどのように訴訟で争うのか，環境アセスメントの問題点についてどのように訴訟で争うのかについて，具体的な事例を通して理解できたものと思われます。

⑶ ストップ・リニア訴訟の提訴と訴訟の現状（関島保雄弁護士）

ストップ・リニア訴訟弁護団共同代表の関島弁護士から，同訴訟の現状についてお話しいただきました。

リニア新幹線の必要性に関するJR東海の主張内容について言及された後，認可等の手続は全国新幹線鉄道整備法（全幹法）ではなく鉄道事業法によるべきではないかという問題提起がなされ，また，地下水位や生物多様性等に関する影響，トンネルの安全性，環境影響評価手続のあり方に対する疑問が呈されました。

2020年12月１日に言い渡された原告の一部に対する判決では，安全な輸送役務の提供を受ける利益，良好な自然環境を享受する利益から原告適格を基礎付けることが否定されましたが，自然環境の保護や輸送の安全性確保については，認可手続の違法性を争う中でも問題にしていくと話されていました。

⑷生物多様性の最前線：愛知・名古屋のCOP10から振り返る（香坂玲氏（名古屋大学大学院環境学研究科教授））

生物多様性がなぜ重要なのかに関する基礎的な説明がなされ，生物多様性条約の３つの目的（保全，持続可能な利用，遺伝資源の公平・衡平な配分）が決まった経緯，愛知目標の達成状況，COP15において議論される内容等についての解説がされました。

COP15は，中国昆明において，2021年10月に第一部が開催され，本年４月25日から５月８日までの期間に第二部が開催される予定ですが，COP15への関心をより強くする契機となる講義でした。気候変動と比較して生物多様性はメジャーにならないとも言われますが，今後，生物多様性への関心がますます高まっていくことを意識させる内容だったと思います。

⑸動物愛護の最前線　人間優先の社会から動物との共生社会へ（植田勝博弁護士，中島万里弁護士）

動物愛護法2019年改正の内容について中島弁護士から概括的な説明があった後，植田弁護士と中島弁護士との対談形式で進められました。行政による規制権限行使のあり方，高齢化社会と終生飼養義務の問題，殺処分の問題など，受講者が具体的に考える契機になったと思います。THEペット法塾の代表を務め，法改正に向けて活動されてきた植田弁護士が「動物との共生で豊かな時間を持つことができる」，「人間も動物であり，他の動物が生きられない環境は人間も生きられない環境である」と話していたことは印象的でした。

3　おわりに

今回のサマースクールはウェビナー形式で実施しましたが，視聴者数は最大で111名になり，例年と比較して多数の参加を得ることができました。会場に来なくても第一線の講義を聞くことができるという点で，参加のハードルを下げることができたと思います。

リアル参加の良さと，インターネットの利点とを勘案しながら，次回以降も，充実した環境法サマースクールを実施できるよう努力していきたいと思います。

※本サマースクールは，日弁連のウェブサイト（日弁連ホームの「日弁連のイベント」内の「イベント動画を見る」）で2022年３月末まで視聴することができます（上記２⑶を除く）。

シンポジウム「デジタル共通基盤の構築と自治体への影響」

第二東京弁護士会　幸田 雅治

1　はじめに

2020年12月25日，政府はデジタル・ガバメント実行計画を閣議決定し，その後，2021年５月12日のデジタル関連６法案の成立を受けて，同年９月１日にデジタル庁が発足しました。デジタル関連法は，広い範囲に及びますが，本シンポジウムでは，自治体情報システムの標準化・共同化の問題を取り上げました。

自治体情報システムを標準化・共同化していくことは，効率的な業務の執行，各自治体の改修負担の軽減などから必要なことです。他方，自治体業務は，各地方自治体が個性をもって独自性を発揮していくことによって全体として優れたサービスを提供し，地域の活力を高めていくことが可能となります。地方公共団体からは，これまで地方公共団体が管理していたデータベースがデジタル庁の統一的な管理体制下に置かれることへの懸念も出されていました。

このような状況を踏まえて，デジタル共通基盤の構築に伴う地方公共団体の業務及び地域への影響について幅広く議論するため，デジタル庁が発足した直後の2021年９月９日に本シンポジウムを開催しました。

2　講演及び報告

最初に，上原哲太郎氏（立命館大学情報理工学部教授）から「デジタル共通基盤の構築と自治体業務について」と題した基調講演をいただきました。住基ネット時代から自治体の情報システムに関与してきた経験を踏まえて，原課調達主義の問題，業者依存，コスト高等の課題を指摘いただき，今後，システム共通化の必要性が認められるとする一方で，自治体業務の自由度を確保するために情報システムのカスタマイズをどう実現するかなどについて，情報システムの技術面及びセキュリティ確保の観点からお話をいただきました。

次に，原田智氏（元京都府CIO兼CISO情報政策統括監）から「自治体から見た地方行政デジタル化の課題」と題した講演をいただきました。原田氏は，京都府の責任者として京都府と府内市町村の共同システムの構築を進めた経験から，情報システムの標準化や共同化等のシステムの問題について，市町村との調整で苦労した点など具体的事例に基づいてお話をいただきました。

日弁連からは，武田賢治弁護士が，「情報システムの標準化・共同化の影響について」と題した報告を行いました。武田氏は，公害対策・環境保全委員会空き家問題・地域再生に関する政策提言検討プロジェクトチームとして取り組んだ独自調査を踏まえて，自治体の情報システムの現状と課題に関する自治体，情報系有識者，ITベンダーのヒアリング結果について報告しました。

3　パネルディスカッション

講演いただいた原田氏に加え，毛利透氏（京都大学大学院法学研究科教授），佐藤信行氏（中央大学法科大学院教授），小島延夫弁護士の４名をパネリスト，家田大輔弁護士をコーディネータとして，「デジタル共通基盤の構築に伴う自治体へのインパクト～自治体の基幹系業務の『自治』は確保されるのか～」と題するパネルディスカッションを行いました。

最初に，小島弁護士が「情報システムの標準化・共同化に関する論点」について説明を行い，その後，情報管理の安全性に関しては，毛利氏から住基ネット最高裁判決における「分散管理」の意味について，佐藤氏から情報一元管理リスクについて意見が出され，どのようにすれば，国への情報集中リスクや不正な名寄せリスクを回避できるかについて議論がなされました。

自治体業務の自由度に関しては，毛利氏から憲法上の「地方自治の本旨」の重要性について，佐藤氏から法律の解釈としてカスタマイズを基本的に認めるべきこと，原田氏から住民記録はあまり差がないが，税や福祉はかなり差があること，小島弁護士から業務自体が標準化していない中での標準仕様作成の困難さなどについて意見が出され，どのように標準化や共同化を適切に進めるべきかについて議論されました。また，システム移行，J-LISのガバナンス，地域の情報産業の問題などについても活発な意見交換がなされました。

4　おわりに

本シンポジウムを通じて，デジタル共通基盤の構築は，自治体の業務の効率化によって，住民サービスの質的向上が図られることが目的であること，つまり，あくまでデジタル化はそのための手段であり，決して目的ではないことを再認識することができました。また，デジタル共通基盤の構築を今後進めていく上で，地方自治の観点を十分に踏まえて実施していかなければならないことが明らかになりました。

丹波篠山現地調査報告

愛知県弁護士会　家田 大輔

1　はじめに

大気・都市環境部会は，2021年11月19日，20日に兵庫県丹波篠山市を訪問し，現地調査を行った。

丹波篠山市は，篠山城の城下町を中心に，宿場町，農村集落，窯業集落などの歴史的町並みが数多く承継されている。特に広がりのある田園地の篠山盆地では，農耕社会で培われた生業文化に基づく農村集落が山際や川沿い等に多く点在し，近世の街道には京（都）文化の影響を受けた町屋の連なる街道が見られる。他方，人口減少，空き家，産業の衰退の課題もある。

丹波篠山市は，全国的に見てもきめ細かい土地利用コントロールを市民の主体的な参画の下で行う仕組みを構築し，歴史的な町並みの保存活用に努め，高い評価を得ていることから，本現地調査を企画した次第である。

篠山城下町

2　市役所ヒアリング

まず，市役所において，重要伝統的建造物群保存地区（以下「重伝建地区」という。）と，景観計画について制度の話を聞いた。

⑴ 重伝建地区

丹波篠山市には，武家と商家の町並みが残る篠山地区と，豊かな緑に包まれた西京街道の宿場と農村がある福住地区の２つの重伝建地区がある。

重伝建地区の整備として，「現状変更の規制」があり，建物の新築，改築，模様替えなど町並み景観に影響を及ぼす行為を許可制にし，町並み景観の維持と向上を図っている。

⑵ 景観計画

丹波篠山市は，景観の特徴によりビジョンを示し４つの区域分けをし，それぞれの区域の特性や課題に応じた景観形成を図っている。また，景観と土地利用のあり方を結び付けて制度設計をしている。

⑶ 丹波篠山市は積極的な制度設計をしているが，景観等が維持されていくためには，地域の産業の維持も必要であり，民間の力の活用にも力を入れている。

3　民間の動き

丹波篠山市では，一般社団法人ノオトが，古民家の再生活用と古民家を入口とした地域づくり事業や中間支援を行っている。本視察では，篠山城下町ホテルNIPPONIAと，丸山集落の視察をした。

⑴ 篠山城下町ホテルNIPPONIA

篠山城下町ホテルNIPPONIAは，篠山城下町に点在する複数の空き家の古民家を客室として活用し，既に活用実績のある飲食店や物販店，歴史施設などと連動させることで，城下町をまるごとホテルとする取組である。空き家を活用し，新たな用途として利用している。城下町を歩くと「NIPPONIA」の暖簾が掲げられた建物が複数ある。

建物の中を見学すると，あえてピカピカに改装することなく利用している。宿泊施設の運営は業者に委ねている。

⑵ 丸山集落

丸山集落は，丹波篠山市の郊外にある集落で，12 戸の家があったが，2009年段階で，12戸のうち７戸が空き家となり，消滅寸前となっていた。当時の副市長だった金野幸雄氏が，集落と話し合って，空き家を活用した地域再生を目的としてNPO集落丸山を設立，３戸の空き家を所有者から期限10年で賃貸借し，総額7000万円（補助金 3500 万円，借入 3500 万円）の投資を行い，宿泊施設とした。地域のコミュニティを重視しながら，地域の労働力で運営していった結果，空き家の解消がなされ，移住者も生まれ，集落の力が回復していった。

丸山集落

4　おわりに

丹波篠山市では，市が景観区域のルール作りを積極的に行い，民間が建物を利用した活動をすることにより景観が維持されている。市や民間の活動はともに，城下町や宿場町，集落等において地域の歴史文化を活かすビジョンを持っている。また，人口減少，少子高齢化といった課題に直面しているものの，地域コミュニティや地域産業を重視している姿勢がある。

全国的に，人口減少や，少子高齢化に直面している地域が多いが，丹波篠山市の取組は参考になるように思われる。

気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）へのオンライン参加を通じて

大阪弁護士会　杉田 峻介

1　はじめに

2021年10月31日から11月13日にかけて，イギリスのグラスゴーにて，気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）が開催されました（2015年に採択されたパリ協定の第３回締約国会議（CMA3）も同時に開催。）。

当初，当委員会の気候変動対策プロジェクトチームから和田重太弁護士（大阪弁護士会），渡部貴志弁護士（愛知県弁護士会），杉田の３名がグラスゴーに派遣される予定でしたが，新型コロナウイルスの感染拡大状況から現地派遣は中止となり，参加者専用サイトからオンライン参加する形となりました。

2　COP26の状況

COPは，1992年に採択された気候変動枠組条約の締約国会議で，締約国の代表団が一堂に会して重要事項を決定する場です。前年は，新型コロナウイルスの世界的流行を受けて開催が見送られたため，今回は２年ぶりの開催となりました。気候変動の深刻化と危機を裏付ける科学的知見の深化の中で，世界では，気温上昇を工業化以前より２℃以内のみならず1.5℃以内にとどめねばならないという機運が高まってきましたが，今回のCOP26では，1.5℃目標の明確化とこれを実現する取組の具体化が重要なテーマになっていました。

COPにおいては，約２週間にわたる会期中に，本会議のほか各種のレベルでの会合，多種多様なテーマごとに開催されるイベント（サイドイベント）などが同時進行で多数開催されます。COP26では，参加者専用ウェブサイトに会議やイベントの予定や詳細などが掲載され，開催時間帯にはウェブ中継の形で映像が視聴できるようになっているほか（録画も閲覧可能），各種の展示なども見られる形となっていました。私たち参加者は，参加者専用ウェブサイトにログインし，興味のある会議やイベントなどをウェブ傍聴するなどしました。

今回のCOPでは，日ごとにテーマ（資金，エネルギー，自然環境など）が設定され，その日ごとに議長国プログラムや関連する多数のイベントが開催されました。このうちエネルギー・デーには，気候変動をめぐる訴訟をテーマにしたサイドイベントも複数開催され，実際に訴訟を担当した弁護士らからの熱心な報告と議論がなされていました。

3　COP26の成果

COP26においては，最終的に，会期を１日延長した上で，11月13日にGlasgow Climate Pact（環境省訳では「グラスゴー気候合意」）が採択されました。

グラスゴー気候合意においては，科学の重要性を前提に，気温上昇を1.5℃以内に制限するための努力を継続することを決意するとし，世界全体で長期的に取り組むことの必要性が再確認されました。また，1.5℃目標の達成のための対策の緊急性と，今後の「決定的な10年間」の取組の重要性が強調されました。排出削減対策としては，クリーン電力の拡大，またCO_2の巨大排出源である石炭火力発電所については，排出削減対策の講じられていない発電所の逓減（フェーズダウン）を締約国に求める内容となったほか，途上国への資金援助，気候変動への適応策など，様々な事項が盛り込まれました。

開催国であるイギリス政府の合意形成に向けた尽力の下，締約国が1.5℃目標を追及する姿勢を明確にしたことは大きな成果です。

4　日本政府の姿勢と世界との温度差

他方で日本政府の姿勢を見ると，締約国各国の首相が演説を行った11月２日のリーダーズ・サミットにおいて，岸田首相は，石炭火力発電所の廃止にも1.5℃目標にも言及せず，逆に水素やアンモニアを利用して火力発電所のゼロエミッション化を図る旨を述べました。日本は同日，「化石賞」（気候行動ネットワーク（CAN）が地球温暖化対策に消極的な国に贈る不名誉な賞）を受賞しました。現状ではほとんど化石燃料から作られている水素・アンモニアを燃料とする（混焼する）のでは，何ら実効的な排出削減となりません。石炭火力の廃止に舵を切らない日本に批判が集まる中で，日本はなおも石炭火力を温存しようとしていると評価された形です。また，COP26の会期中には，開催国イギリス政府の主導の下，締約国の有志連合から自発的な宣言が多く発表されましたが，日本は極めて消極的な姿勢に終始しました。

5　おわりに

今回の私たちのCOP派遣は現地参加ではなくオンライン参加（傍聴）という特殊な形態になりましたが，各種のイベントを視聴する中でも，気候変動問題の解決に向けた世界各国の人々の熱意が強く伝わってきました。結果として，日本国内の風潮との大きな温度差を感じることにもなりました。なお，これは余談ですが，COP26では，非常に多くのプログラムが参加者専用サイトだけでなく公式サイトやユーチューブを用いて全世界に配信されており，英語以外にもフランス語・スペイン語・中国語など，多いものは５か国語程度に同時通訳されていました。日本語の通訳付きでの配信ができれば，日本国内から多くの人が気候変動をめぐる世界の議論に接することができるのではないか，とも感じた次第です。

1.5℃目標の実現に向けて世界が加速する中，現状取り残されている日本がどう変わり，「決定的な10年間」に役割を果たせるかが問われていると思います。

シンポジウム「福島第一原子力発電所の汚染水対策の現状と課題―ALPS処理水の海洋放出計画の問題点―」の開催

福井弁護士会　笠原 一浩

1　日弁連は，2021年11月26日に，シンポジウム「福島第一原子力発電所の汚染水対策の現状と課題―ALPS処理水の海洋放出計画の問題点―」をオンライン方式で開催しました。

本シンポジウムは，2021年４月に国が決定した，福島第一原子力発電所で貯蔵されている「ALPS処理水」の海洋放出による処分について，その妥当性を問うものです。福島第一原子力発電所第１～３号機では，2011年３月の事故に際して核燃料がメルトダウンを起こし，溶け落ちたデブリが原子炉建屋内で冷却水により冷却され続けていますが，冷却水の循環は閉じたシステムになっているわけではなく，原子力発電所の山側から原子炉建屋内に流入した地下水や雨水が冷却水に混入することで日々大量の汚染水が発生しています。この汚染水は，セシウム吸着装置でセシウムを取り除く等をした後，多核種除去設備（ALPS）でトリチウム以外の放射性物質を取り除く処理を行った上で，原子力発電所敷地内のタンクに貯蔵されてきました（いわゆる「ALPS処理水」）。そして国は，ALPS処理水の保管容量が限界に達したとして，2021年４月13日に海洋放出処分の方針を決定しました。具体的には，2023年頃を目途にALPS汚染水の海洋放出を開始し，それから30年から40年をかけて放出していくとしました。しかし，このALPS処理水の海洋放出に関しては，地元の漁業者等は賛成していません。これに対して，国は，ALPS処理水の主成分はトリチム水であって安全であり，風評被害対策を実施すれば良いとしています。

基調講演者は原子力市民委員会座長代理，国際環境NGO FoE Japan理事・事務局長の満田夏花氏，名古屋大学名誉教授，元（公社）地盤工学会会長の浅岡顕氏，そして原子力市民委員会原子力規制部会の川井康郎氏の３名でした。

2　満田氏は，「ALPS処理汚染水海洋放出をめぐる論点」という題名で，ALPS処理水の海洋放出計画の具体的内容を説明した後，ALPS処理水に含まれる放射性物質の主成分はトリチウムであるが，ヨウ素129，ルテニウム106，ストロンチウム90等の他の放射性物質が含まれていること，トリチウムの安全性についても議論があることを紹介しました。また，国は他の原子力発電所からもトリチウム水が発生して海洋に放出されているから問題ないという議論を展開しているが，福島第一原子力発電所の場合は，核燃料物質を含む炉心に直接触れた水を放出するため同一視できないこと，また，国や東京電力は海洋放出以外の代替手段について十分に検討したとは言えないこと，海洋放出を決定するに際して広く国民の声を反映したかも疑問であること等を報告しました。

3　次に，浅岡氏は，「汚染水被害を減らすための，長期対策の必要性」という題名で，仮設の構造物にすぎない凍土壁で汚染水を阻止するという計画が最初から問題があったこと，実際も地下には埋設管が多く土を完全に凍結することができておらず，泥質層を凍らせることで高圧被圧滞水層が抑えられなくなっているために，汚染水を阻止できていないことを説明しました。さらに，今や凍結管が痩せ，凍土壁の寿命が尽きていると考えられるため，恒久的な遮水壁を構築する必要があることを報告しました。

最後に，国の「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」については，ゴールが明確でないこと，目標工程を達成するための技術がそもそもないことが問題であり，今こそ厳正公平で科学的な中間評価をすべきであるとしました。

4　最後に川井氏は，「汚染水の海洋放出は避けられる～その現実的な選択肢」という題名で，汚染水の現状や発生メカニズムを簡単に説明した上で，国が示している海洋放出以外の汚染水の現実的な処理方法として，大型タンクによる長期保管とモルタル固化による永久処分が考えられることを紹介しました。なお，国は，ALPS処理水の現実的な処分方法は海洋放出だけだとしています。

まず，大型タンクによる長期保管については，トリチウムの半減期が12.3年と短いことから，保管している間に放射線量は減衰していくこと，大型タンクは石油備蓄に多くの実績がある堅牢さを有すること，面積当たりの貯水量が向上することから，現実的な選択肢であることを紹介しました。

次に，モルタル固化案は，低レベル汚染水をセメント・砂とともにモルタル固化し，コンクリートタンクの中に流し込むものであるが，放射性物質の海洋流出リスクを遮断できること，保管期間中にトリチウムが減衰すること，汎用土木技術である（米国のサバンナリバー核施設で実際に採用されている）等のメリットがある一方で，容積効率が悪いというデメリットを報告しました。ただし，このデメリットに関しては，海洋放出が避けられるメリットの方が上回るだろうと指摘しました。

最後に，発生し続ける汚染水の問題は，デブリを水冷ではなく空冷で保管する状態に持っていかなければ解決しないだろうということを報告しました。

5　ALPS処理水の海洋放出の方針は，現在の中長期ロードマップの問題点や，環境に影響を与える政策決定への住民参加の問題点等を浮き彫りにしたと言えます。本シンポジウムは，このような問題点を理解する上で，役立ったのではないでしょうか。

宮城県ラムサール条約登録湿地についての現地調査報告

兵庫県弁護士会　永井 光弘

日本でラムサール条約登録湿地に指定されるには，国際基準を満たすほか，「地元の賛意」という独自の要件が必要だ。現実的には，この「地元の賛意」が登録の決め手となっている。私たちは，2021年11月13，14日，宮城県の３つの登録湿地を視察し，各湿地について，この点に関する調査を実施した。

１　伊豆沼

伊豆沼は1985年に国内で２番目に登録された湿地である。マガンやハクチョウ類が飛来し，特にマガンは日本に飛来する個体数の90％以上が本沼又は蕪栗沼で越冬する。公益財団法人がサンクチュアリセンターを拠点として維持管理を行っている。地元農家にとってはマガン等の存在は昔からごく当たり前だったため，登録時に大きな反対はなかったとのことである。公益財団法人が維持管理を担当し専門の研究員が職員として勤務することで，湿地管理に関する継続的な研究活動が行われている。その研究成果が今度は訪れる多くの人々や県内外学校の環境教育に活かされるという好循環が見られる。伊豆沼では夜明け直前に数万羽のマガンが一斉に飛び立っていく姿を観察したが，圧巻だった。

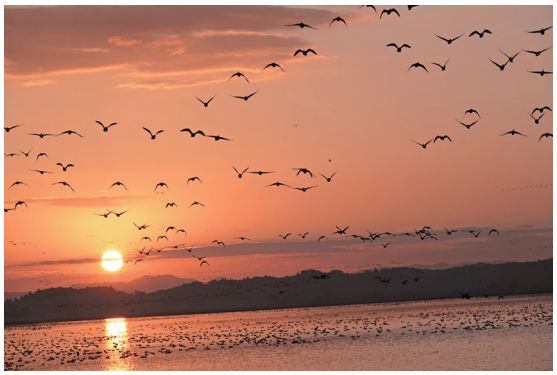

伊豆沼，朝の飛び立ち

２　蕪栗沼

蕪栗沼は，周辺水田と併せて2005年に登録された湿地である。田んぼを中心に据えて登録を目指した初めての湿地である。それゆえ，鳥による食害について懸念があった。大崎市（当時）は事前調査によって被害は些少にとどまることは見越しながらも，食害補償条例を制定して農家の懸念を払拭した（現在，補償事例はほとんどない。）。登録後には，周辺田んぼにおいて「冬みずたんぼ」（冬季も田んぼに湛水する。）の取組を進めて生物多様性に配慮し，そこで耕作されるコメの付加価値を高めている。管理は登録前から活動するNGOが熱心に行っている。ただ，ビジターセンターや案内看板などはオーバーツーリズムをおそれ，あえて置いていない。鳥の食害の懸念を消し，米に付加価値を加える，という「地元の賛意」獲得の一つの形が見えた。

蕪栗沼では，夕暮れ時に，周辺田んぼからマガンが次々と沼に戻ってくるねぐら入りを観察したが，見飽きることはなかった。

蕪栗沼，夕方ねぐら入り

３　志津川湾

志津川湾は，2018年に国内52番目に登録された新しい湿地である。寒流（親潮）と暖流（黒潮）が混ざり合い，双方の生き物が見られる生物多様性の高い海域である。ガンの中では唯一海で暮らすコクガンの重要な越冬地となっている。

南三陸町では生物学や環境への造詣の深い若手の研究員を任期付公務員として採用し，地域密着型の研究を進めている。また，南三陸町，石巻市，環境省の３者によるビジターセンターも運営されており，上記町の研究員や，地元の若手の漁師の協力の下に環境教育やCEPA（自然の価値と持続可能な資源利用の在り方を次世代に伝えるための広報・教育・普及啓発等の活動）の拠点となっている。

一般に海域の登録の際には漁業者の理解が得られないことが多い。しかし，志津川湾では，東北大震災による漁業の壊滅的打撃のため引退した漁業者も多く，かたや若手の漁業者は藻場を活かした湾の再生に共感し推進する立場であり，「地元の賛意」を得やすい土壌があった。むしろ規制を危惧した県や町の土木課との調整が必要だったとのことである。志津川湾では，豊かに広がる内湾と大震災後に造られた真新しいコンクリート護岸の対比が印象的だったが，コクガンを観察できなかったのは残念だった。

志津川湾ネーチャーセンターにて

アイヌ民族権利回復プロジェクトチームの設置

福井弁護士会　笠原 一浩

1　はじめに

2021年11月，当委員会に「アイヌ民族権利回復プロジェクトチーム」（以下「本ＰＴ」という。）が設置され，私が座長に就任しました。

2　設置の経緯－アイヌ民族に対する権利侵害の歴史

本年９月，北海道旭川市で日弁連第64回人権擁護大会が開催されます。そして本年は，旭川の地で人生の大半を過ごした知里幸恵氏の没後100周年にも当たります。彼女は，アイヌ民族に伝わる神謡（ユーカラ）を収集し，また，アイヌ語のローマ字表記の礎を作ったことで知られています。彼女は「アイヌ神謡集」序文でこう述べています。

「その昔この広い北海道は，私たちの先祖の自由の天地でありました。…平和の境，それも今は昔…この地は急速な変転をなし，山野は村に，村は町にと次第次第に開けてゆく」

彼女の嘆きは，その後100年を経て，更に拡大した形で現実化してしまいました。このように，北海道における自然破壊は，アイヌ民族が自然とともに暮らす権利に対する重大な侵害とも言うことができ，これは，当委員会がアイヌ民族の権利について取り組むべき大きな理由の一つです。

代表的な例として，二風谷ダム訴訟があります。

北海道日高地方の平取町・二風谷地区は，チプサンケと呼ばれるサケ捕獲のための舟下ろしの儀式を始めとして，アイヌ文化が伝承される重要な土地でした。それにもかかわらず，ダム建設が計画されたことから，計画発表と同時に，地元のみならず道内のアイヌ民族から強い反対運動が起こりました。

このうち，特に強固に反対したアイヌ民族の土地所有者に対して，北海道開発庁（当時）は1987年，土地収用法に基づき強制収用に着手したため，土地所有者等は1993年５月，土地収用を行う北海道収用委員会を相手に札幌地方裁判所へ行政訴訟を起こしました。いわゆる「二風谷ダム建設差し止め訴訟」です。

また，アイヌ民族が歴史的に主食としてきたサケなどの漁労に関し，歴史的に形成してきた自治的集団（コタン）がその歴史的権利を回復することも大きな課題であり，一昨年，アイヌ民族の団体により，サケ捕獲権確認訴訟が札幌地方裁判所に提起されています。

アイヌ民族は，北海道など日本の北部に住んできた先住民であり，アイヌ語を母語としますが，明治時代以降，日本政府の政策により「和人」（日本人の意味）が大量に北海道に入植・開拓するようになり，アイヌ民族の居住地域は狭められていきました。アイヌ民族が従来から居住していた土地は官有地とされ，アイヌ語を始めとしたアイヌ民族の独特の習俗・文化は否定されるようになりました。

1997年５月14日になって，「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定・公布されましたが，この法律はアイヌ民族の法的な意味における「先住権」を認めておらず，単なるアイヌ民族の文化振興を目的とするものにすぎませんでした。

その後の国際的な動きを受け，政府はアイヌ民族を「先住民族」と初めて明記した「アイヌ民族支援法」（アイヌ新法）を2019年の国会に提出し，同法は可決成立しました。同法では伝統的な漁法への規制の緩和なども盛り込まれていますが，一方で，先住権の保障は盛り込まれておらず，また，アイヌ語に学び，触れる機会の保障など，アイヌ文化振興のための積極的な政策も明記されていません。また，同法の制定過程におけるアイヌ民族の参加は，意見聴取が行われるにとどまり，アイヌ民族が主体的に法律の草案を作成する機会は与えられていませんでした 。

3　当プロジェクトチームの活動予定－アイヌ民族の権利回復に向けて

まず，当委員会として，本年の人権擁護大会において，アイヌ民族の権利回復を目指す決議を採択することの提案を行うことを目指します。まだ決議案の内容は本ＰＴ内でも議論の最中ですが，例えば次の点を盛り込むことが考えられます。

(1) アイヌ民族の集団としての権利を認める。
(2) アイヌ民族の社会的地位を改善する。
(3) アイヌ語教育を受ける権利を保障し，アイヌ語を保存し，発展させる。
(4) 独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO第169号）を批准し，条約内容を実現する国内法を整備する。
(5) 先住民族の権利に関する国際連合宣言を具体化するため，アイヌ民族（民族集団含む。）の土地や自然資源に対する権利などを保障する。

そして，本ＰＴとしては，人権擁護大会での決議にとどまらず，その実現のための活動にも取り組んでいきたいと考えています。